

2025 年 4 月トッピング

外国人事業法(1999 年法、仏暦 2542 年)改正草案

2025 年 4 月 22 日、内閣は会議を開催し、法律改革委員会からの提言について審議の上、国家評議会事務局の提案に基づき、「1999 年外国人事業法(仏暦 2542)」の改正に関する提言を承認する旨を決議した。

重要な論点は以下のとおりである：

外国人事業委員会の構成を見直し、現在の経済状況および情勢と整合させること。これには、公正取引委員会事務局の代表者を委員または有識者として任命することを検討し、同委員会の業務が重要な側面を包括するようにすることが含まれる。

「1999 年外国人事業法」の附属書から特定の事業類型を削除すること。特に、高度な技術や専門的知見を要する事業で、タイの起業家および人材が未だ競争力を欠いている分野が対象とされている。これは、知識および技術移転の促進を目的としている。

内閣は、商務省に対して、関係事項についてさらに検討を進め、必要な手続きを講ずるよう指示した。

法人に関するノミニー問題等の違法行為について

「会社又は法人格を有する組合の登録申請者が面前で署名を行う際に立ち会う者」または「会計業務または監査業務の提供者」としての役割を担う方へ

会社又は法人格を有する組合の登録申請者が面前で署名を行う際に立ち会う者として、または会計業務や監査業務の提供者としての役割を果たす会計専門職の方々に対し、会社登録局の告示(会社又は法人格を有する組合の登録申請者の署名に立ち会う者として、登録会計士や会計担当者を指定する旨)および職業会計士協会が定める専門職基準を遵守するため、次のとおり注意喚起を行います。

会計専門職の方が、法律上の責任や専門職基準(特に職業倫理上の行動に関する事項)への違反に関連するリスクを負う可能性がある場合があります。以下に該当する行為には特に注意してください。

1. 「会社又は法人格を有する組合の登録申請者が面前で署名を行う際に立ち会う者」としての職務を担う会計専門職が、次のような行為を行った場合：

外国人と協力・支援したり、共に事業を営んだり、外国人の名義を借りて株式を保有(いわゆるノミニー行為)し、許可を得ずに外国人が事業を行えるようにすること

登録申請者の身元や経歴を十分に調査せず、または慎重に対応しなかった場合

[タックス・ニュース 2025 年 4 月号/第 340 号]

2. 「会計業務または監査業務の提供者」としての職務を担う会計専門職が、次のような状況下で職務を継続した場合：

当該事業体がタイ人をノミニーとして利用していることを、業務受託前に知っていた、あるいは業務中に認識したにもかかわらず、業務提供の中止を行わなかった場合

通報または苦情の申し出先：

会計専門職の方が、会社又は法人格を有する組合の登録申請者や、会計業務または監査業務を提供している事業体において、法人に関するノミニー問題等の違法行為を発見した場合には、以下の方法で通報または苦情を申し出ることができます。

商務省 事業開発局 (Department of Business Development)

ウェブサイト: www.dbd.go.th

→ トピック「ノミニー問題に関する通報受付」

会計専門職協会 (日本の公認会計士協会に近い組織)

広報発表

2025 年 4 月 28 日